

# 挑戦元年アクションプラン (行程表)

平成23年2月策定

平成24年2月第1回改訂

平成25年2月第2回改訂

平成26年2月第3回改訂

## 目 次

I. くまもとの再デザインに取り組みます	
1. 市役所の再デザイン	1
2. 交通体系の再デザイン	5
3. 中心市街地の再デザイン	8
II. もっと暮らしやすさを実感できるまちを 実現します	10
III. 選ばれる都市くまもとを実現します	19

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～	
I くまもとの再デザインに取り組みます	①. 政令指定都市くまもとの実現							
	1 ア. 政令市の実現							
	公約	国や県との協議等を進めながら、5つの区役所の設置をはじめ、県から移譲される事務権限の実施や政令市としての新たな役割を果たすために必要な体制を整え、確実に平成24年4月の政令市移行を実現します。						
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>5つの区に区役所を設置する。(東区は新築、西区は増築、中央・南・北区は既存施設の改修により設置)</li> <li>県から移譲される事務権限について、円滑な事務引継ぎを進めていく。</li> <li>平成24年4月1日に政令市へ移行できるように総務省へ要望・説明を行うとともに、スムーズに移行ができるように市民への周知を図る。</li> </ul>						
		5つの区役所の設置	設計	工事	供用	⇒	⇒	⇒
		事務権限移譲の円滑化	協定締結	事務引継	引継事務の実施	⇒	⇒	⇒
	2 イ. 都市ブランドの情報発信							
	公約	政令市移行を機に、全国さらには東アジアに向けて熊本市の持つ都市の魅力をはじめとする熊本の都市ブランドを強く情報発信していきます。熊本都市圏をはじめ県内市町村や熊本県との連携・協力体制をさらに強化し、政令市となることで得られる優位性、ブランド力等を最大限に活用するとともに、九州中央の拠点性を活かした縦軸・横軸連携を進めながら、九州全体の発展のけん引役としての役割を果たします。						
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本シティブランド戦略に基づき、県外・市民への効果的なPR、わくわく企画の開発などを行い、熊本市のシティブランドの確立を目指す。</li> <li>熊本都市圏ビジョンに基づき、熊本県及び熊本都市圏構成市町村と連携した施策を展開する。</li> <li>九州の縦軸および横軸各都市との連携強化を図る。</li> <li>国連“生命の水”最優秀賞受賞を契機に、水資源の周知や積極的な広報を行い、更なる水ブランドの推進を図る。</li> </ul>						
		熊本都市ブランドの情報発信	都市ブランド情報発信強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		熊本都市圏及び九州縦軸・横軸連携の推進	連携事業の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	3 ウ. 地方分権における大都市制度の確立							
	公約	指定都市市長会の一員として国や県が持つ権限・財源のさらなる移譲を目指し、制度改正提案活動を積極的に行うなど、地方分権時代にふさわしい大都市制度の確立に向けて具体的な行動を取っていきます。						
	事業内容	全国の政令指定都市との緊密な連携のもとに、大都市行財政の共同調査や研究、大都市制度及び大都市財源拡充等についての政策提言を行う。						
		指定都市市長会の一員として活動	—	オブザーバー参加	正式加入、提言活動等参画	⇒	⇒	⇒
	②. 区役所を最大限に活用							
	4 ア. 市民サービスの向上							
	公約	政令市移行後、5つの区役所において、主に住民生活に密着する市民サービス機能を総合的に担い、地域の身近な拠点として利便性を高めます。						
	事業内容	住民の利便性を高めるため、身近に設置される区役所において、住民生活に密着する市民サービスを総合的に提供する。						
		区役所における総合的市民サービスの提供	検討	職員研修等による準備	区役所設置による実施	⇒	⇒	⇒
	5 イ. 区のまちづくり予算の確保							
公約	区役所は、それぞれの区の特성에応じたまちづくりの拠点として十分機能できるような権限をもち、区独自で執行できる区のまちづくり予算を確保することによって、区ごとのアイデアと工夫による個性のあるまちづくりを推進します。							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な住民ニーズに対応するため、各区役所に多くの機能と権限を与え、区の特性に応じたまちづくりを推進する。</li> <li>アイデアと工夫による個性あるまちづくりを区ごとに推進するため、各区のまちづくり予算を確保し、区民との協働により区独自の事業を展開する。</li> </ul>							
	区ごとのまちづくりの予算	区役所の権限の検討	制度設計	⇒	区ごとのまちづくり予算の執行	⇒	⇒	
6 ウ. 区まちづくり懇話会(仮称)の設置								
公約	それぞれの区に住民代表で構成される区まちづくり懇話会(仮称)を設置し、区単位のまちづくりへの市民参画を推進します。							
事業内容	区ごとの地域課題の解決や特性を生かしたまちづくりを、区民の参加と協働により推進するため、各区に区まちづくり懇話会を設置する。							
	区まちづくり懇話会の設置	—	設置検討	⇒	設置・会議の開催	会議の開催	⇒	
7 エ. 区ごとの振興ビジョンの策定								
公約	政令市移行後の新たな地域のまちづくりのため5つの区ごとに振興ビジョンを策定します。							
事業内容	政令市の新たなまちづくりのため、5区のまちづくりビジョンを策定する。							
	区ごとのまちづくりビジョンの策定	—	制度設計	ビジョンの審議及び策定	区ごとの展開	⇒	⇒	

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～
③. 意思決定等をスピードアップ							
8	ア. フラット化						
	公約	市政の意思決定や政策実行をスピードアップするため、現行の市役所組織における「局-部-課」の3層構造について、「部」を廃止して2層構造へと組織をフラット化します。					
	事業内容	本庁組織における部の廃止によるフラット化を行い、組織階層の簡素化を図る。					
	部の廃止による組織のフラット化	—	準備及び制度改正	部廃止による組織の2層化	⇒	⇒	⇒
9	イ. 市政経営会議の設置						
	公約	市役所全体を一つの経営体として運営するとともに、本庁組織と区役所との連携強化を図るため、市長、副市長及び、全局長と5つの区役所の区長で構成する市政経営会議を設置します。					
	事業内容	政令市移行に伴い、権限の拡大とともに住民に身近な行政サービスを担う区が設置されることから、二役、各局長及び5区長等からなる、「市政経営会議」を設置し、庁内の連携強化を図る。					
	市政経営会議の設置	—	制度の検討	設置及び運営	⇒	⇒	⇒
④. 都市戦略力の向上							
10	ア. 農水商工局の設置						
	公約	全国でもトップクラス(農業生産額で全国第8位に相当)の農業と、有明海の豊かな自然に育まれた水産業のさらなる振興を図るとともに、食品加工業をはじめとする商工業との農商工連携を強化するため、経済振興局を再編し、「農水商工局」を新設します。					
	事業内容	農水商工局を設置する。					
	農水商工局の設置	—	準備及び条例改正	設置及び運営	⇒	⇒	⇒
11	イ. 観光文化交流局の設置						
	公約	観光振興や国内外との都市間交流、文化・スポーツの振興等を一体として推進する組織として、「観光文化交流局」を新設します。					
	事業内容	観光文化交流局を設置する。					
	観光文化交流局の設置	—	準備及び条例改正	設置及び運営	⇒	⇒	⇒
12	ウ. 東京事務所の強化						
	公約	これまで県を通じて行っていた国との連絡調整や協議等について、熊本市が直接行うための拠点として、東京事務所の組織体制を強化します。					
	事業内容	国との連絡調整や協議等について、熊本市が直接行うための拠点として東京事務所の組織体制を強化する。					
	東京事務所機能の拡充	—	国との連絡調整等活動強化	国との連絡調整等体制強化	⇒	⇒	⇒
⑤. さらなる行財政改革							
13	ア. 行財政改革の推進						
	公約	政令市移行後、市が担う仕事の量は飛躍的に増え、選択の幅が拡大するだけでなく、行財政運営上の責任も大きくなります。これまでの行財政改革の取り組みを引き続き進めるとともに、地域主権時代の政令市として経営感覚に富んだ行財政運営に取り組みます。					
	事業内容	第4次行財政改革計画における75のプログラムを着実に推進する。					
	行財政改革の推進	—	計画の推進	⇒	⇒	⇒	新計画の実施 ⇒
14	イ. 総人件費の抑制						
	公約	増大する権限や新しい行政ニーズについて人員を効果的に配置するとともに、定員管理を徹底し、総人件費の抑制に取り組むことで、市役所の運営コストの最小化を努めます。					
	事業内容	市民ニーズに適切に対応するため、人員の効果的配置を行うとともに、業務の効率化をさらに進めることで運営コストを下げ、財源の有効活用を図る。					
	定員管理の徹底	—	中期定員管理計画の実施	⇒	⇒	⇒	新たな定員管理 ⇒
	総人件費の抑制	—	業務効率化の推進	給料表を国公表へ切替	業務効率化の推進	⇒	⇒ ⇒
15	ウ. 市場化テストの検討						
	公約	窓口業務や税・保険料の催告業務などについて外部委託の可能性や市場化テストを検討します。					
	事業内容	窓口業務などについて、市場化テストを含めた外部委託の可能性及び手法の検討を行う。					
	外部委託の可能性及び市場化テストの検討	—	制度設計及びモデル事業準備	モデル事業実施	本格実施	⇒	⇒

I. くまもとの再デザイン  
1. 市役所の再デザイン  
に  
取り  
組み  
ま  
す

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～
⑤. さらなる行財政改革							
16	エ. 事業仕分けの導入						
	公約 行政サービスなどの受益と負担との関係をより多くの市民にご理解いただくとともに、予算編成過程に外部の視点を加えるため、平成24年度予算編成から毎年度テーマを設定して市民参加による事業仕分けを導入します。						
	事業内容 予算編成過程に外部の視点を加えるため、市民参加による事業仕分けを実施する。						
	▪ 事務事業外部評価の実施	実施準備	12細事業を選定し実施	10項目を選定し実施	6項目を選定し実施	⇒	27年度以降は改めて検討
17	オ. IR・市場公募債の発行・公債管理の徹底						
	公約 政令市移行に伴い、市の歳出規模が大きくなることから、発行・管理する市債の規模も拡大します。新たに市としてのIR(市債の投資家に対する広報活動)や市場公募債の発行に取り組むとともに、政令市としての適切な公債管理を行ないます。						
	事業内容 市場公募債の円滑な発行に向けて、IRを行うとともに、適切な公債管理を行う。						
	▪ IR・市場公募債の発行・公債管理の徹底	—	事前調査検討及び対外公表	公募債の発行及びIR活動	⇒	⇒	⇒
⑥. 情報共有・市民参画の推進							
18	ア. 2000人市民委員会の設置						
	公約 市民の声を迅速かつ的確に市政へ反映させるため、市政へのモニターや意見・提言をいただく新たな仕組みとして「2000人市民委員会」を設置します。						
	事業内容 市政に対する関心と理解を高めていただき、市民の声を市政へ反映させるため、「2000人市民委員会」を設置する。						
	▪ 2000人市民委員会の設置	—	委員の選考、設置及び運営	委員会の運営	⇒	⇒	⇒
19	イ. 直接対話の充実						
	公約 市政をより身近に感じていただくため、「おでかけトーク」など市長と市民の直接対話の機会を継続し、さらなる充実を図ります。						
	事業内容 市政運営方針や施策の推進について、市長が市民と直接意見交換を行い、本市のまちづくりや地域のまちづくりに反映していく。						
	▪ 市民との直接対話のさらなる充実	おでかけトーク等の継続開催	高校生とのゆめトーク実施	⇒	⇒	⇒	⇒
20	ウ. 市政リレーシンポジウムの開催						
	公約 市役所の各部署が行ってきた地域説明会や出前講座などの取り組みに加え、市政の様々なテーマについてその現状や課題を紹介するとともに、外部の講師による評価などを加える市政リレーシンポジウムを市役所及び区役所等において新たに開催します。						
	事業内容 政令市移行後の様々な政策課題の解決に向けて、市役所または区役所等が政策シンポジウムを開催することにより、市民と行政等がともに考え、市や区ごとの特色あるまちづくりを推進する気運醸成を図るとともに、政策立案につながる機会を提供する。						
	▪ 市政リレーシンポジウムの開催	—	リレーシンポジウムの開催	リレーシンポジウムの拡充	⇒	⇒	⇒
21	エ. 公的オンブズマンの設置						
	公約 情報公開制度の適切な運用によって市政の透明性確保に引き続き取り組むとともに、自治基本条例に基づく、公的オンブズマンを設置し、市民の目から市政チェックを行っていただく体制をさらに充実・強化します。						
	事業内容 市民からの市政に関する苦情を、公平かつ中立的な立場で調査し迅速に処理する公的オンブズマンを設置し、制度の運用を図る。						
	▪ 熊本市オンブズマンの設置、制度の運用	制度の構築	制度の運用	⇒	⇒	⇒	⇒
⑦. 信頼される市役所の実現							
22	ア. コンプライアンス担当監の設置						
	公約 市役所の不祥事の根絶を目指し、新たな民間人を登用してコンプライアンス担当監を設置するとともに、各部署に設けるコンプライアンス推進員と連携した仕組みを構築します。						
	事業内容 ・不祥事根絶と事務の適正執行を徹底するため、職員意識向上に向けて強化を図る。 ・推進にあたっては、一社会人(民間人)としての視点や感覚をもって行う。						
	▪ コンプライアンス担当監及び推進員の設置	—	担当監及び推進員の任命	職場意識向上の取組強化	⇒	⇒	⇒
23	イ. 公務員倫理の徹底						
	公約 職場研修などを通じた公務員倫理の徹底、不祥事の予防としての内部通報制度の運用など、適切な対応に取り組めます。						
	事業内容 職員の意識向上に向けた研修強化と、不祥事を起こさない職場風土の形成を図る。						
	▪ 公務員倫理の徹底	研修の継続実施及び強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	▪ 内部通報制度の運用	制度の運用	制度の運用と検証	制度の運用	⇒	⇒	⇒

I. くまもとの再デザイン

1. 市役所の再デザインに取り組みます

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～
1 市役所の再デザイン に 取り 組み ます	⑦. 信頼される市役所の実現						
	24 ウ. 大学等と連携した職員の資質向上						
	公約	不祥事根絶のための努力とあわせ、市役所職員のやる気と活力を引き出すため、熊本大学等と連携した政策コンペの実施や政策研究活動の促進などを通じて、政令市くまもとにふさわしい市役所職員の資質向上に努めます。					
	事業内容	熊本大学政策コンペへの参加や、政策創造研究教育センターへの職員派遣、また、平成24年10月に設置した都市政策研究所における調査研究活動を通じて、課題発見や政策形成に関する能力の向上を図る。					
	▪ 市役所職員の資質向上	政策コンペ参加及び職員派遣	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	▪ 都市政策研究所の設置	—	制度検討	設置及び運営	体制強化	⇒	⇒

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～	
①. 誰もが利用できる公共交通網の整備								
I くまもとの再デザインに取り組みます	2 交通体系の再デザイン	25	ア. 鉄軌道を軸とした公共交通体系の整備					
		公約	交通センターへのバス交通の一極集中を改善するため、鉄道駅等の交通結節点や公共施設などにおけるサブターミナル機能の整備を進めながら乗り換え利便性を高め、鉄軌道を軸とし、バスなどを地域に張り巡らせる公共交通体系を整備します。					
		事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通の維持・充実に関する基本的な施策を規定した公共交通基本条例が施行され、今後は条例に基づき、基幹となる公共交通を中心とした公共交通機関相互の連携を図るため、鉄道駅等のターミナル(交通結節点)の整備などバス路線網との乗継利便性の向上に努める。</li> <li>公共交通基本条例に基づき、公共交通体系の整備に向けた取組みとして、GPSを活用したバスナビゲーションシステムの導入を行う。</li> <li>熊本都市圏におけるパーソントリップ調査結果に基づき、交通マスタープランを策定する。</li> </ul>					
		鉄軌道との結節拠点の整備	熊本駅西口駅前広場バス乗入れ	新水前寺駅結節強化実施	調査及び検討	⇒	検討及び設計	鉄軌道とバスの結節強化実施
		バス乗換拠点(ターミナル)の改善	乗換案内板の設置	設計及び工事	検討・見直し	調査及び検討	検討及び設計	整備実施
		公共交通基本条例の制定	—	調査検討	条例制定	条例施行 条例の周知	⇒	⇒
		GPSバスナビゲーションシステム導入	—	—	—	—	システム設計	車載器 設置
		基幹公共交通軸の機能強化	—	—	調査及び検討	検討及び社会 実験	検証及び本格 運用の検討	本格運用
		第4回 熊本都市圏総合都市交通体系調査	—	予備調査	PT調査	整理・分析 予測	交通マスター プラン策定	取組の継続
		26	イ. バス網の再編					
		公約	市営バス路線の民間バス会社への移譲を進めながら、バス事業者による共同運行体制やバス網の再編整備に引き続き取り組みます。					
		事業内容	市営バス路線を熊本都市バスに対して段階的に移譲するとともに、バス事業者及びバス路線網の再編を進める。					
		市営バス路線の移譲円滑化の推進	バス路線移譲検討	上熊本営業所分移譲	小峯営業所分移譲開始	⇒	⇒	バス事業移譲完了
		バス路線網の再編	—	基本方針策定	実施プログラム策定	国庫補助要件 整理・要望	国庫補助要件 整理・要望	運行計画策定
		27	ウ. 区バス等の運行					
公約	区役所等へのアクセスの確保や個性あるまちづくりを支えるため、既存バス路線のルート見直しを行いつつ、新たに「区バス」を運行させるほか、住民バス・デマンドタクシー等多様な選択肢を組み合わせて、より利便性の高い公共交通網を構築します。							
事業内容	区役所等へのアクセスの確保や個性あるまちづくりを支えるため、既存バス路線のルート見直しを行いつつ、新たに「コミュニティバス(ゆうゆうバス)」を運行させた。今後はデマンドタクシー等多様な選択肢を組み合わせて、より利便性の高いコミュニティ交通の導入を図る。							
コミュニティ路線等の導入	計画策定	意見調整 及び広報	ゆうゆうバスの 運行開始 新たなコミュニ ティ交通 調査検討	ゆうゆうバスの 運行状況の検証 新たなコミュニ ティ交通 調査検討・運 行開始	⇒	⇒		
28	エ. ICカードの導入							
公約	市内の公共交通機関だけでなく、商店・飲食店における電子決済なども可能なICカードの導入を実現し、キャッシュレスで気軽に市電やバスが利用できる環境の整備を図ります。							
事業内容	公共交通の利便性向上などのため、ICカードを導入する。							
ICカード導入の推進	関係機関との 協議	導入検討	⇒	市電運用開始	⇒	本格運用開始		
29	オ. バリアフリー化等による市電の利便性向上							
公約	本市の魅力である市電を誰もが利用しやすい環境に整備するため、超低床車両の増車や電停のバリアフリー化を進めるとともに、市電優先信号の設置、電停のナンバリング、路線ごとの色分け、電停における周辺案内表示の充実など市電の利便性のさらなる向上に取り組みます。							
事業内容	誰もが利用しやすい市電とするため、超低床車両の増車や電停のバリアフリー化を進める。 市電の更なる利便性向上のため、市電優先信号の設置、電停のナンバリング、路線ごとの色分け、電停における周辺案内表示板の充実に取り組む。							
誰でも利用しやすい市電利用環境の整備	順次電停 改良工事	⇒	⇒	低床電車機種 選定・車両製 作及び工事	低床電車車両 製作・電車運 用及び工事	電車運用 及び工事		
30	カ. 熊本・川尻駅間新駅の実現							
公約	熊本港と東バイパスを結ぶ主要地方道熊本港線とJR鹿兒島本線との交通結節点として、バス交通のサブターミナル機能もあわせ持った熊本・川尻駅間新駅の実現に向けて取り組みます。							
事業内容	西南部地区における交通結節点強化のため、熊本・川尻駅間新駅の実現に向けて取り組む。							
熊本・川尻駅間新駅の整備	需要調査	基本調査	協定締結	詳細設計	新駅設置 工事	新駅設置工事 駅前広場整備		

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～		
②. 高速交通体系へのアクセスの充実									
I くまもとの再デザインに取り組みます	31 ア. 熊本駅の乗り換え利便性の向上	公約	陸の玄関口である熊本駅を「日本一乗り換え便利な駅」とするため、連続立体交差事業の完成に合わせて熊本駅舎への市電乗り入れ実現を目指すとともに、バスやタクシーなどへの乗り換えしやすい駅前広場を整備します。						
		事業内容	連続立体交差事業の完成に合わせ、現熊本駅舎が在来線高架下に移転整備されるのに伴い、熊本駅東口駅前広場についても、市電の在来線高架下の新駅舎乗り入れを含め、市電、バス、タクシーなどと乗り換えのしやすい広場として、現在の約1.7倍の広さに再整備を行う。						
		熊本駅東口駅前広場の整備	—	基本計画	基本計画案の修正	修正案の検証・調整	基本設計	⇒ (31年度頃完了予定)	
	32 イ. 植木・北バイパス、熊本西環状道路の整備	公約	南北に広がった市内の移動や交流を促進するため、国道3号の植木バイパスや熊本北バイパス、熊本西環状道路等の整備を進めます。						
		事業内容	・国道3号植木バイパス及び熊本北バイパス(直轄事業)の整備促進のための要望活動や、直轄事業に対する費用負担を行う。 ・熊本西環状線の整備を推進する。						
			熊本西環状線の整備	県事業に対する負担	⇒	県より事業の引継	⇒	⇒	⇒
		国道3号植木バイパス及び熊本北バイパスの整備	—	—	国事業に対する負担	⇒	⇒	⇒	
	33 ウ. スマートインターチェンジの設置	公約	九州縦貫自動車道における北熊本サービスエリア及び城南地域におけるスマートインターチェンジ設置を早期に実現し、高速道路のアクセス強化を図ります。						
		事業内容	北熊本サービスエリア及び城南地域にスマートインターチェンジを設置する。						
			(北熊本)スマートインターチェンジの設置	—	測量・設計等	⇒	⇒	工事	工事 IC供用
			(城南町)スマートインターチェンジの設置	—	計画等	測量・設計等	⇒	工事	工事 IC供用
	34 エ. 高速道路利用料金軽減策の検討	公約	市内幹線道路から高速道路への迂回利用を促進するため、熊本都市圏内のインターチェンジ間の利用料金軽減などの支援策を検討し、熊本都市圏における都市内交通円滑化を図ります。						
事業内容		高速道路におけるIC間の利用料金軽減などの支援策を検討する。							
		熊本都市圏における都市内交通の円滑化の推進	—	検討	検討及び調査	⇒	関係機関協議	実証実験	
35 オ. 熊本港の拠点性の向上	公約	海の玄関口である熊本港について、ガントリークレーンの整備を踏まえ、熊本都市圏と東アジアを直結する物流ネットワークを充実するとともに、島原・天草方面との横軸の人の流れを支える拠点としてその振興を図ります。							
	事業内容	・東アジア及び島原・天草方面との物流、人流における拠点性を高めるため、熊本港の振興を図る。 ・熊本港の国際物流拠点化を図るため、コンテナ利用に対する助成を行うとともにポートセールス協議会を中心に利用企業の誘致及び航路の開拓の促進する。							
		熊本港の整備の促進(県事業)	港湾の改修、補修	⇒	ガントリークレーン供用	⇒	⇒	⇒	
		熊本港の利用促進(物流)	利用企業及び航路の開拓	ポートセールスの拡充と助成金の新設	ポートセールスの強化とコンテナ助成継続、増便等に対する船社向け補助制度新設	コンテナ助成の見直し検討	取組の継続	船社向け補助制度の見直し	
		熊本港の利用促進(人流)	—	—	クルーズ船等の大型客船入港に伴う航行安全対策調査	クルーズ船等の大型客船入港及び客船誘致に向けたポートセールス	⇒	⇒	
36 カ. 熊本空港の路線維持・拡大	公約	空の玄関口である熊本空港について、現在のソウル路線の維持拡大を図るとともに、中国・上海など東アジアの各都市からのチャーター便の運行誘致や新幹線熊本駅との連携強化などにより、九州中央の拠点空港としてさらなる発展を促進します。							
	事業内容	熊本県が事務局となっている阿蘇くまもと空港国際線振興協議会に対する負担金を通じてソウル路線の維持拡大を図るとともに、国際線チャーター便の誘致を行う。更には、県と連携しながらJRやバスを活用して、新幹線熊本駅との連携強化を図る。							
		阿蘇くまもと空港国際線の利用促進	チャーター便の誘致	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県・市連携によるJRやバスを活用した熊本空港への移動円滑化の促進	社会実験	試験運行	取組の継続	⇒	⇒	⇒		



挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～	
③. 環境負荷の小さい交通体系の実現								
I くまもとの再デザインに取り組みます	2 交通体系の再デザイン	37 ア. 市電の利用促進						
		公約	走行時に二酸化炭素を排出しない市電を、熊本が誇る環境にやさしい都市内交通基盤として、全国にアピールするとともに、事業者などとの連携によるパークアンドライドの取り組みを通じて自動車からの乗り換え利用を促進します。					
		事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電停のナンバリング、路線ごとの色分けや一部電停名称の見直しなどに加え、老朽化した車両をリフレッシュすることや、市電の運行情報等をリアルに知らせる市電ロケーションシステムを導入することで市電の魅力アップを図る。</li> <li>・自動車から公共交通への利用転換を促進するため、交通事業者、施設などと連携しながらパークアンドライドの取り組みを促進する。</li> <li>・熊本駅東口駅前広場(完成形)の整備にあわせて、市電の在来線高架下の新駅舎乗り入れなど、乗り換えのしやすい、また、環境にやさしい都市をイメージできる広場として再整備する。</li> </ul>					
		▪ 市電車両リフレッシュ・ロケーションシステム事業	—	—	リフレッシュ整備・ロケーション運用	⇒	⇒	⇒
	▪ 熊本駅東口駅前広場の整備【No.31再掲】	—	基本計画	基本計画案の修正	修正案の検証・調整	基本設計	⇒ <small>(31年度完了予定)</small>	
	▪ パークアンドライドの促進	取り組みの促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	38 イ. 公用車のカーシェアリングの導入							
	公約	民間事業者との連携を図りながら、市の公用車について電気自動車などの低公害車を活用したカーシェアリングを導入し、公用車として使用しない時間帯は、市民が気軽に利用できるような仕組みを構築します。						
	事業内容	民間事業者との連携を図りながら、公用車についてプラグインハイブリッド車を使用したカーシェアリング事業に取り組むことにより、低炭素都市づくりを推進する。						
	▪ 公用車のカーシェアリングの導入	検討	⇒	実証実験	⇒	⇒	⇒	

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～	
①. 歴史・水・緑にあふれた城下町づくり								
I くまもとの再デザインに取り組みます	39 ア. シンボルプロムナードの歩行者空間化	公約	民間主導で進められている花畑地区、桜町地区の市街地再開発事業について、両地区に面したシンボルプロムナードを熊本城の緑や和のイメージとの調和を持たせた上で歩行者空間化すること等によって、人々が楽しめる機能が蓄積した熊本の新しい顔づくりを進めます。					
		事業内容	熊本城のエントランスとして、シンボルプロムナードを基軸にした土地利用や景観、空間を再デザインし、地区のまちづくりを推進する。					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>桜町・花畑地区における賑わいと潤いの都市空間の新たな方向性に基づくまちづくりの推進</li> </ul>	—	基本構想策定	基本計画(案)策定	⇒	進捗に合わせた推進	⇒
	40 イ. ジェーンズ邸の移転・活用	公約	ジェーンズ邸を当初の所在地に近い熊本城域周辺へ移築し、日本初の男女共学を実現した熊本洋学校、日本赤十字社の前身・博愛社や日本最後の内戦・西南戦争などを紹介する資料館としての活用を検討するとともに、桜の馬場・城彩苑や田原坂との連携を図ります。					
		事業内容	ジェーンズ邸を熊本城域周辺へ移築し、資料館としての活用を検討するとともに、桜の馬場・城彩苑や田原坂資料館との連携を図る。					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェーンズ邸の移築と活用</li> </ul>	—	調査及び設計等	シンポジウムの開催	検討委員会	⇒	基本・実施設計
	41 ウ. 町屋の保全・活用	公約	新町・古町エリアの地域住民の意向を踏まえながら、新たに「城下町づくりモデル街区」(仮称)を選定するとともに、財政的な支援を含む町屋認定制度を創設するなどの取組みを行い、町屋を中心とした歴史的景観の形成を図ります。					
		事業内容	新町・古町地区の町並みガイドラインの保存・修景基準に沿った修繕・改修に対し、工事費の一部を助成し、城下町の風情を感じられる町並みづくりを推進する。					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>城下町の風情を感じられる町並みづくりの推進</li> </ul>	—	調査	助成制度実施	⇒	⇒	⇒
	42 エ. 親水環境の整備	公約	熊本駅から白川、坪井川にいたるエリアにおいて、豊かな親水空間を整備し、新たに設置する親水施設や水遺産等を活かしながら、熊本の豊かな水の恵みを体感できる環境を創ります。					
		事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>坪井川の整備においては、くまもと森都心と接する坪井川右岸側を整備範囲とする。具体的な整備内容は、芝生広場のなかに坪井川へ降りられるスロープと自然石のベンチを配置し、自発光のLEDを足元に設置するなど、憩いの空間づくりを目指す。</li> <li>白川、坪井川間の背割り堤防は、通過交通による利用が主である。新幹線開業やくまもと森都心の整備により、駅周辺へ訪れる人が増えることになるが、憩いの空間や更なる賑わいの創出に向けて、白川、坪井川と一体となった親水環境空間の整備を行う。</li> <li>街なかの親水施設(熊本駅新幹線口、祇園橋際ポケットパーク、明八橋、洗馬橋電停、市役所前)や再開発事業、民間等で創造する親水空間を活かしながら、熊本の水道水(地下水)を味わっていただく仕組みを構築していく。</li> </ul>					
		<ul style="list-style-type: none"> <li>坪井川親水空間等の整備</li> </ul>	街なかの親水施設の整備	親水施設を活かした街づくり	坪井川親水空間の供用	⇒	親水施設を活かした街づくり	⇒
43 オ. 緑の魅力向上	公約	市電軌道敷における緑のじゅうたん事業や屋上緑化、壁面緑化の支援などの取組みを通じ、森の都と呼ばれる熊本の緑の魅力アップに取り組みます。						
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市電軌道敷の緑化(市電緑のじゅうたん事業)を推進する。</li> <li>補助事業などにより屋上・壁面緑化の推進を図る。</li> </ul>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市電緑のじゅうたん事業等による緑の魅力向上</li> </ul>	軌道敷緑化整備、緑化支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
②. 活気にあふれ、にぎわいのあるまちづくり								
44 ア. MICE(マイス)機能の充実	公約	九州中央の交流拠点都市として、国際的にも認知されるコンベンションシティを目指し、既存のコンベンション施設のさらなる活用を図るほか、関係機関等との連携によって、中心市街地における国際水準のMICE施設整備を含めMICE機能の充実を図ります。						
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のMICE施設の更なる活用を図る。</li> <li>中心市街地におけるMICE施設の整備を行う。また、文化ホールの機能については、MICE施設及び既存施設で代替を図る。</li> </ul>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>MICEの推進</li> </ul>	誘致活動実施	⇒	MICE誘致推進機構の設置・運営	MICE誘致推進機構加盟団体と連携した誘致・受入体制づくり	⇒	⇒	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>MICE施設の整備</li> </ul>	MICE施設の検討	基本構想策定	整備の検討	基本計画策定	事業推進	⇒	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>花畑地区文化ホールの整備</li> </ul>	基本計画の検討・作成	⇒	事業スキームの見直し	—	—	—	

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～	
②. 活気にあふれ、にぎわいのあるまちづくり								
I くまもとの再デザインに取り組みます	45 イ. 魅力ある中心商店街づくり	公約	個性と活気あふれるイベントの実施や、乳幼児連れの方や高齢者もゆったりとまち歩きを楽しめるくつろぎとゆとりの空間づくり、IT活用による利便性向上など魅力ある中心商店街づくりの取り組みを支援します。					
		事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地の賑わい創出を図るため、集客力と魅力あるイベントの実施に対する支援を行う。</li> <li>・IT活用による来街者の利便性向上を図るため、商店街が取り組む事業に対する支援情報の提供とともに、商店街とIT化に向けた協議などを行う。</li> <li>・中心商店街に來街する幅広い年代の方がゆったりとくつろぎ、お買物ができる環境を整える事業等に対して支援を行う。</li> <li>・個性的な店舗が軒を並べる活気ある街づくりを進めるため、若い世代をはじめ誰もが中心商店街で多様な活動をチャレンジできる環境づくりを促進する。</li> </ul>					
		中心市街地の賑わいづくり	イベント開催	⇒	支援の見直し	⇒	⇒ イベントの一部廃止	⇒
		IT活用による利便性向上の支援	—	支援情報の提供等	⇒	⇒	⇒	⇒
	46 ウ. くまもと森都心プラザの整備	公約	平成23年10月に開館した「くまもと森都心プラザ」を熊本のゲートウェイと位置づけ、観光・郷土情報センター、図書館、ビジネス支援センター、ホールなど多様な機能を提供する熊本の新たな知的拠点として整備し、市民や観光客等による交流の場として活用を図ります。					
		事業内容	熊本駅前東A地区第二種市街地再開発事業による再開発ビル内に整備した、ビジネス支援センター、観光・郷土情報センター、図書館、ホールなどからなる「くまもと森都心プラザ」を運営し、市民はもとより市外の方々の利用にも供することで、周辺の賑わいを創出するとともに企業の経営力の向上や観光振興などを図り、熊本駅周辺の発展等に寄与する。					
		「くまもと森都心プラザ」の整備、運営	工事	供用、指定管理者が運営	⇒	⇒	⇒	次期指定管理者の選定
	47 エ. 熊本駅周辺の交流人口の増加	公約	熊本駅南側における国の新たな合同庁舎の早期完成と熊本城桜の馬場からの完全移転を国に対し官民一体で強く求め、熊本駅周辺における交流人口の増加を図ります。					
		事業内容	新熊本合同庁舎B棟の早期建設と現熊本合同庁舎からの完全移転を促進する。					
		熊本合同庁舎の建設による熊本駅周辺の交流人口増加	合同庁舎B棟建設要望活動	早期建設促進及び移転要望	⇒	⇒	⇒	⇒
③. 城下町の魅力を楽しめる環境の整備								
48 ア. 自転車貸し出しステーションの設置	公約	歩道の拡幅など安心して自転車に乗れる走行空間の整備を進めるとともに、中心市街地の複数個所に自転車の貸し出しステーションを設置して誰もが気軽に利用できる仕組みを構築します。						
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な自転車走行空間の整備を図る。</li> <li>・自転車利用の推進に必要な施策について検討を行う。</li> <li>・「レンタサイクル」事業の仕組みを構築する。</li> </ul>						
		自転車利用環境整備基本計画策定及び自転車走行空間の整備	基本計画作成及び工事実施	実施計画作成及び工事実施	工事実施	⇒	⇒	⇒
	レンタサイクルの導入推進	実証実験	事業化検討	有料レンタサイクル試行	⇒	⇒	有料レンタサイクル事業化	
49 イ. しろめぐりんの見直し	公約	周遊観光バスしろめぐりんの運行ルートを変更するとともに運行間隔を短縮し、熊本駅や熊本城、ホテル、中心商店街、新町・古町エリアなど城下町くまもとの回遊性を高めます。						
	事業内容	九州新幹線鹿児島ルートと全線開業や城彩苑のオープンに合わせて、熊本城周遊バス「しろめぐりん」の利便性を高めるために、新町・古町地区へのルート新設や運行間隔を20分間隔に見直す。また、見直し後についても利用者のニーズを把握し利便性向上に努める。						
		熊本城周遊バス「しろめぐりん」運行方法の変更	変更実施	⇒	⇒	⇒	ルート見直し	⇒
	熊本城周遊バス「しろめぐりん」にバスロケーションシステムを導入	—	—	導入・運用開始	⇒	⇒	⇒	
50 ウ. 熊本駅都心間協働のまちづくりの推進	公約	新町・古町エリアにおいて、藤崎台の大楠や地域に根ざした歴史や文化等を活かし、案内標識や解説版等の設置に取り組みながら、地域住民との連携による熊本駅都心間協働のまちづくりを推進します。						
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR熊本駅と都心間に位置し、城下町風情が残る新町・古町地区において、地域資源を活かしながらまちづくり団体等と協働しながら、賑わいの創出を支援する。</li> <li>・新町・古町エリアへの観光案内標識の整備を行う。</li> </ul>						
	熊本駅都心間協働のまちづくりの推進	—	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～	
①. 安全安心なまちの実現								
Ⅱ. もっと暮らしやすさを実感できるまちを実現します	51 ア. 災害に強いまちづくりの推進							
	公約	近年のゲリラ豪雨の発生なども踏まえながら、河川整備や浸水対策事業等を進めながら都市型水害の発生抑止に努めるとともに、防災意識の啓発、自主防災クラブの結成促進、災害時要援護者の登録・支援、学校施設など公共施設の耐震化など災害に強いまちづくりを進めます。						
	事業内容	・洪水防止や都市型水害の軽減を図るため、河川整備の推進や浸水対策施設等の整備を行う。 ・被害を最小限に止めるため、市民が災害発生時に的確に行動できる意識啓発を図る。 ・適切な避難行動をとるための情報伝達体制として、沿岸部等に防災行政無線の整備を行う。 ・災害時に高齢者や障がいのある方等が安全に避難場所へ避難できるよう、地域での支援体制づくりを行う。 ・災害に強い安全で安心なまちづくりを推進するため、耐震改修促進計画に基づく市有建築物耐震化方針を定め計画的な耐震化を進める。 ・安全な学習環境の確保と、災害時における地域住民の避難場所の役割も果たせるよう学校施設の耐震化を図る。						
	河川の整備及び浸水対策事業等の実施	事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	防災意識の啓発及び自主防災クラブの結成促進	意識啓発及びクラブ結成促進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	防災行政無線の整備促進	—	—	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害時要援護者の登録・支援	要援護者の登録推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	公共施設等の耐震化の推進	事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	52 イ. 熊本まちなかクリーンアップ作戦の実施							
	公約	商店街や県警などと連携した防犯対策の徹底により、熊本が誇る西日本最大級のアーケード街を観光客や若い女性が安心して歩けるよう、熊本まちなかクリーンアップ作戦を実施します。						
	事業内容	観光客や若い女性が市中心部のアーケード街を安心して歩けるよう、パトロールを行なうなど熊本まちなかクリーンアップ作戦を実施する。						
	熊本まちなかクリーンアップ作戦の実施	指導啓発及びパトロールの実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	53 ウ. 放置自転車の解消							
	公約	市営駐輪場整備や民間の駐輪場整備促進など駐輪環境の整備を進めながら、平成24年度を目途に駐輪場の有料化を実施し、市街地の景観を損ね、歩行の妨げとなっている放置自転車の解消を目指します。						
	事業内容	市営駐輪場整備、民間の駐輪場整備を促進しながら、市内中心部における約1,800台の放置自転車解消を目指す。併せて、中心部の駐輪場について有料化を実施する。						
駐輪場の整備及び有料化	駐輪場の整備	駐輪場の整備及び条例改正	駐輪場の整備及び有料化の実施	⇒	⇒	⇒		
54 エ. 1区1消防署体制の段階的整備								
公約	政令市移行後、消防署に各区における防災拠点、さらには安全安心なまちづくりの拠点として役割を担わせるため、署所等の効率的配置を進めながら、段階的に「1区1消防署」体制を構築します。							
事業内容	政令市の新たな消防体制構築のため、すべての区に消防署を設置する。							
1区1消防署体制の構築	政令市移行時の組織検討	政令市移行時の体制準備	1区1署体制の段階的移行	⇒	⇒	⇒		
55 オ. 警察署配置・管轄の見直し								
公約	政令市移行に伴って新たに県警に熊本市警察部が設置されること、合併により警察署の所管区域と市の行政区域に差異が生じていることなどを踏まえ、警察署配置・管轄の見直しの実現を求めていきます。							
事業内容	政令市移行に伴い課題となる警察署配置・管轄のあり方を協議する。							
警察署配置・管轄の見直しの実現(県事業)	実現に向けた協議	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
②. 子育てしやすいまちづくり								
56 ア. 保育園の待機児童ゼロ								
公約	子どもを安心して預けて働ける環境づくりを進めるため、新たな保育所整備計画の策定により定員増を図り、待機児童ゼロを目指します。							
事業内容	保育所整備計画(平成24年度から28年度)に基づき、保育所整備及び家庭的保育事業等を実施し、待機児童の解消を図る。							
保育所整備による待機児童の解消	調査準備	調査及び計画策定	保育所整備	⇒	⇒	⇒		
家庭的保育事業の実施	—	内容検討	事業開始	⇒	⇒	⇒		
(仮称)保育子育て相談員の設置	—	—	—	内容検討	実施	⇒		
認可外保育施設運営支援事業の実施	—	—	—	内容検討事業開始	⇒	⇒		
幼稚園長時間預かり保育支援事業の実施	—	—	—	内容検討事業開始	⇒	⇒		
小規模保育運営支援事業の実施	—	—	—	内容検討	事業実施	⇒		

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～
②.子育てしやすいまちづくり							
II もつと暮らしやすさを実現します	57	イ. 多子世帯等の子育て支援の強化					
	公約	第3子以降で3歳未満児の保育料を無料化するとともに、育児休業中であっても希望される場合には上の子どもについての保育継続を拡大し、多子世帯等の子育て支援を強化します。					
	事業内容	・保護者が扶養する18歳未満の児童のうち、第3子以降の3歳未満児が保育園に在園する場合、保育料を全て無料とする。 ・現在の年中児(年度当初4歳)以上を平成23年度から3歳児以上に拡大したところであり、今後対象年齢の拡大を検討していく。					
	第3子以降3歳未満児の保育料無料化の実施	—	無料化の実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	育児休業中の保育継続の実施	年中児以上に実施	年少児まで拡大	更なる拡大検討	⇒	⇒	⇒
	58	ウ. 認可外保育施設利用者の助成充実					
	公約	認可保育所の入所要件を満たし入所申し込みを行っても入所できない児童について、一定条件のもとで認可外保育施設を利用する場合の支援制度を創設します。					
	事業内容	認可保育所の入所要件を満たし入所申し込みを行っても入所出来ない児童に対し、認可外保育施設利用料の一部について支援を行う。					
	待機児童の認可外保育施設利用に対する支援	—	検討	事業開始	⇒	⇒	⇒
	59	エ. 乳幼児等医療費の助成拡充					
公約	乳幼児等医療費の助成対象を通院を含めて小学3年生まで拡充し、子育て家庭の経済的負担を軽減します。						
事業内容	小学校3年生までの通院を含め医療費助成を実施する。 (医科3歳以上、歯科5歳以上については、1か月につき1医療機関あたり自己負担500円)						
子ども医療費助成	助成継続	小学3年生まで助成拡充	⇒	⇒	⇒	⇒	
③.子どもの成長を見守るまちづくり							
60	ア. 子育て支援事業とネットワークの連携強化						
	公約	生後4ヶ月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てする母親等の孤立化を防止するとともに、支援を必要とする親子を早期に発見するための「こんには赤ちゃん事業」や養育支援訪問事業の充実を図るとともに、子育て支援ネットワークとの連携を強化します。					
	事業内容	生後4ヶ月までの乳児がいる家庭の全戸訪問により情報提供や相談・支援を行う。こんには赤ちゃん事業については、専門職による訪問に加え、地域組織による第2子以降の訪問を実施しているが、子育て支援ネットワーク組織と連携して継続的に支援していくため、地域組織による第1子への訪問対象の拡充を進めていく。また、仕事をもち子育て支援センターの平日利用が困難な子育て家庭でも気軽に利用できるよう、街なかにかつどい等に開設することにより子育てを支援する。					
	こんには赤ちゃん事業の推進	事業継続	全校区実施に向け拡充	⇒	地域組織の訪問対象を拡充	⇒	⇒
	養育支援家庭訪問事業の推進	事業継続	支援対象拡大	支援体制の充実	⇒	⇒	⇒
子育て支援ネットワークの推進	事業継続	全校区へ設置	⇒	⇒	⇒	⇒	
街なかつどいの広場の設置	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	実施	⇒
61	イ. 子育て相談ネットワークの強化						
	公約	児童相談所を拠点に、保健福祉センターや学校、地域、警察などとの相談ネットワークをさらに強化し、児童虐待防止や非行防止の取り組みを進めます。					
	事業内容	・研修への派遣、虐待防止等の研修会を実施し、専門性の向上を図る。 ・要保護対策地域協議会・個別ケース検討会等を開催し、関係機関と連携した対応を図る。					
子どもを守る地域ネットワークの機能強化	事業継続	区制移行に向け組織検討	各区で会議開催	⇒	⇒	⇒	
62	ウ. 里親制度の積極的な活用						
	公約	様々な事情により子どもを育てることができないケースが増えており、社会全体でそうした家庭や子どもたちを支える必要性が高まっています。こうのとりのゆりかごの検証作業を進めながら、里親制度の積極的な活用検討をはじめ、全ての子どもが健康やかに育つ環境づくりに取り組みます。					
	事業内容	・「こうのとりのゆりかご」の在り方を検証する専門部会を開催する。短期的検証のほかに、中期的観点からも検討部会を開催し検証する。 ・里親制度の積極的な活用及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を検討し、次の項目により、全ての子どもが健康やかに育つ環境づくりに取り組む。 ・登録里親の資質と数の向上 ・里親会の機能向上 ・要保護児童の早期委託 ・ファミリーホーム開設 ・里親支援の充実					
	「こうのとりのゆりかご」の検証	ゆりかごの検証	検証結果の公表	ゆりかごの検証	⇒	検証結果の公表	ゆりかごの検証
里親制度の積極的な活用	検討	里親募集の広報等	⇒	⇒	⇒	⇒	
63	エ. こどもセンターの設置						
	公約	一時保護所を併設する児童相談所と教育相談室、身体・知的障がい者更生相談所を備えた「こどもセンター」を平成24年4月に開設し、子どもに関する相談など様々な機能を一元化し、子どもの健康やかな成長を支援する体制を構築します。					
	事業内容	・一時保護所を併設する児童相談所と教育相談室、障がい福祉相談所を備えた「こどもセンター(あいばるくまもと)」を平成24年4月に開設。					
こどもセンター設置による子どもの成長支援	工事	工事及び開設準備	供用	⇒	⇒	⇒	

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～	
③.子どもの成長を見守るまちづくり								
II もっと暮らしやすさを実現します	64 オ. 障がいのある子どもの療育支援	公約	障がいのある子どもが、必要な療育を受けられるよう子ども発達支援センターを核とするネットワーク型療育システムを充実するとともに、障がい児保育の助言・支援等の機能を有する基幹型児童デイサービスセンターを区ごとに整備します。					
	事業内容	・障がい又は障がいの疑いのある児童と保護者が住みなれた地域社会の中でその人らしく生きていけるよう、また、ライフステージに応じて支援機関及び支援者と連携し、途切れない支援を提供できるようネットワーク型の療育システムを充実する。 ・子ども発達支援センターと連携し、就学前の発達障がい児の療育支援を充実させるため、区ごとに基幹型児童発達支援事業を実施するとともに、中央区については基幹型児童発達支援施設を設置する。 ・私立保育所障がい児保育について、従来の中度・軽度区分の支援に加え、新たに中度より重い区分を設置し、より適切な支援を行う。						
	▪ ネットワーク型の療育システムの充実	事業継続	事業充実	⇒	⇒	⇒	⇒	
	▪ 基幹型児童発達支援事業の実施	—	機能等の検討	設置準備	事業開始 麻生田保育園 中島保育園	⇒ 城東保育園	⇒	
	▪ 私立保育所障がい児保育事業の充実	事業継続	⇒	⇒	事業充実 内容検討	事業充実	⇒	
	④.高齢者が安心して暮らせるまちづくり							
	65 ア. 健康づくりや社会参加の促進	公約	健康づくりや介護予防事業、就労や社会参加の促進などを通じ、高齢者が介護を必要とせず、いつまでも健康で生きがいをもって暮らせるようなまちづくりを進めます。					
	事業内容	高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって暮らせるようなまちづくりを進める。						
	▪ 高齢者の社会参加の促進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	▪ 高齢者の生きがい活動の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
▪ 高齢者の雇用の安定と拡大	セミナーの開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
66 イ. 高齢者に適した居住環境の整備	公約	高齢者居住安定確保計画を策定した上で、高齢者がまちなかで安心かつ安定して入居できる賃貸住宅や有料老人ホーム等の供給を促進するとともに、適切な福祉サービスを提供できるよう、行政、不動産業界、福祉団体などが協働で推進する体制を整備して高齢者に適した良好な居住環境を整備します。						
事業内容	・住宅・福祉部局が連携し総合的かつ計画的に施策展開を図るため、高齢者居住安定確保計画を策定する。 ・高齢者等が賃貸住宅や福祉施設等へ円滑に入居できる環境を整備するため、居住支援協議会を設立し、あんしん住み替え相談窓口事業に取り組む。							
▪ 高齢者の居住安定化の推進	相談窓口の創設	計画の策定	計画の推進	⇒	計画の見直し	計画の推進		
67 ウ. 地域との連携によるケアの充実	公約	在宅高齢者緊急通報システムやひとり暮らし高齢者訪問事業などの取組みをさらに強化しながら、地域包括支援センターを中心に地域の関係者の連携により、見守りの必要な高齢者が安心して生活を送れるよう地域ケアを充実します。						
事業内容	高齢者が住みなれた地域で尊厳のある生活を継続できるよう、医療・介護のみならず、見守り・配食などの生活援助や成年後見制度等の権利擁護、住宅の保障などを一体的・包括的に提供する仕組みである「地域包括ケアシステム」を構築する。							
▪ 地域包括ケアシステムの構築	—	構築	実施	⇒	⇒	⇒		
68 エ. 重症化の予防、権利擁護の推進	公約	在宅の認知症高齢者及びその家族に対する訪問・相談を通じ、重症化の予防や精神保健の向上、家族への支援に努めるとともに、成年後見制度の利用支援を通じて認知症の高齢者の権利擁護を進めます。						
事業内容	・認知症高齢者及びその家族の訪問・相談体制の強化や認知症の早期診断・治療及び重症化の予防、家族への支援に努める。 ・成年後見制度の利用支援を通じて、認知症の高齢者の権利擁護を進める。							
▪ 認知症高齢者等の支援	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
▪ 成年後見人制度等の利用支援	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
▪ 認知症疾患医療センターの運営	—	—	検討	準備	実施	⇒		

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～
⑤. 障がいのある方が生きがいを持てる生活環境づくり							
69	ア. 就労等の自立支援の強化						
	公約	就労を希望する障がい者の就労支援をはじめとした各種施策を通じ、障がい者の自立支援を進めるとともに、市民団体等との協働による地域生活支援の強化にも取り組んでいきます。					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある方を雇用した事業主に対し雇用奨励金を交付し、雇用促進を図る。</li> <li>障がいのある方の社会的自立を促進するための就労支援体制の構築や本市第3期障がい福祉計画策定等による障がい者施策の充実に加え、市民との協働による障がいのある方への理解促進など地域で生きがいをもって生活していくための環境整備を推進する。</li> </ul>					
	障がい者への就労支援の推進	—	体制検討と雇用奨励金交付	雇用奨励金交付	⇒	⇒	⇒
	市民協働による地域生活支援の推進	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
障がい者就労・生活支援事業の推進	—	—	検討	実施	⇒	⇒	
成年後見人制度法人後見支援事業の実施	—	—	—	検討	準備	実施予定	
70	イ. 地域移行の支援						
	公約	障がい者に対するケアマネジメント事業や相談支援事業を促進するとともに、住まいのバリアフリー化等により地域移行を支援します。					
	事業内容	地域の中で障がい者が安心して生活を送るため、地域における相談支援体制の充実と住環境の整備を行う。					
	障がい者福祉相談所の設置等相談支援体制の充実	障がい者福祉相談所の開設準備	⇒	障がい者福祉相談所の開設及び運営	⇒	⇒	⇒
障がい者住宅整備への支援	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
71	ウ. こころの健康センターの設置						
	公約	市民のこころの健康の保持と向上を目的とした拠点施設として、平成24年度に新たに「こころの健康センター」を設置し、市民からの精神保健福祉相談を受けるとともに、こころの病を持つ方の自立と社会復帰を支援します。					
	事業内容	「こころの健康センター」を設置し、精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図る。					
精神保健の向上と精神障がい者の福祉の増進	センター開設の準備	⇒	センターの開設及び運営	⇒	⇒	⇒	
⑥. 誰もが健康で暮らせるまちづくり							
72	ア. くまもと医療都市ネットワーク懇話会の設置						
	公約	熊本が誇る高い医療水準や救急体制を活かし、熊本市内の医療関係者による「くまもと医療都市ネットワーク懇話会」を設置し、先端医療都市としての魅力向上や医療サービスネットワークの構築を図ります。					
	事業内容	公的病院や医師会等からなる懇話会を設置し、九州及び東アジアへ発信する「医療都市熊本」としてのグランドデザインを策定していくとともに、グランドデザインの実現に向けた施策を展開していく。					
くまもと医療都市ネットワーク懇話会の設置等先端医療都市の実現	—	懇話会設置とデザイン策定	施策の展開	⇒	⇒	⇒	
73	イ. プレホスピタルケア(病院に到着するまでの医療)の充実						
	公約	公的病院を中心とした質の高い救急医療体制をもとに、医療情報の共有化や医療機関の機能を活かした連携によって、プレホスピタルケア(病院に到着するまでの医療)の充実を図ります。					
	事業内容	市民、医療機関、行政の協働による救急医療のセーフティネットを構築する。					
プレホスピタルケアの充実	—	救急ワークステーション設置検討	救急ワークステーション整備	救急ワークステーション運用開始	プレホスピタルケア事業の充実	⇒	
74	ウ. 健康づくりのための環境整備						
	公約	各種がんの早期発見・早期治療を進めるためのがん検診をはじめ、各種検診や健康診断、予防接種などが適切に受けられる環境を整備しつつ、感染症防止やCKD対策などをさらに進め、市民一人ひとりの健康づくりを推進し、健やかなライフスタイルを確立します。					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数のがん検診や特定健診を同時に実施するなど、受診しやすい環境を整備する。</li> <li>感染症の予防及び拡大防止対策の充実を図り、感染症患者発生数を減少させる。</li> <li>本市は人工透析患者数の割合が全国で最も高い水準にあることから、平成26年度までに年間の新規透析導入者約300人を全国平均である200人以下に減少させることを目標に、CKD対策病診連携システム構築運用やCKD予防保健指導など、CKDの発症予防から重症化防止までの総合的なCKD対策を講じる。</li> <li>健康づくりをテーマとした市民協働による健康まちづくりを、区役所を拠点に小学校区単位で、全市、全庁的に推進する。</li> </ul>					
	各種検診・特定健診、予防接種の充実	受診しやすい環境の整備	⇒	合併町の検診体制の検討	⇒	合併町の検診体制の統一	⇒
	慢性腎臓病(CKD)対策の推進	病診連携システム運用	⇒	ICT活用による事業実施	⇒	システムの検証	システムの運用
校区単位の健康まちづくりの推進	モデル事業の実施	モデル事業の実施	全校区での実施に向け拡充	⇒	⇒	⇒	
75	エ. 安定した国民健康保険制度の運営						
	公約	多額の累積赤字を抱える国民健康保険について、財政健全化計画を着実に進め、国の動向も踏まえながら安定した運営が可能となる国民健康保険制度の実現に努めます。					
	事業内容	国民健康保険制度の安定運営のため、「国民健康保険会計健全化計画」に基づき「医療費の適正化」・「保険料収納率(額)の向上」に向けた取り組みを行うとともに一般会計からの支援を行う。					
国民健康保険制度の適正な運営	適正給付及び収納率の向上	健全化計画の見直し	健全化計画の実施	⇒	⇒	⇒	

Ⅱ. もっと暮らしやすさを実感できるまちを実現します

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～	
⑦. 人材を育てる教育環境の実現								
Ⅱ もっと暮らしやすさを実現できるまちを実現します	76 ア. 熊本市ならではの教育の実現	公約 政令市への移行によって教職員の採用などの人事権が移ることから、熊本市ならではの教育、時代のニーズに応える個性と可能性を育む教育を実現します。	事業内容 ・市立学校教職員の採用選考及び管理職昇任選考について本市単独で実施することにより、本市が求める人材を主体的に確保する。 ・県費負担教職員の人事管理システムの構築により、効率的な人事管理体制を確立し事務負担の軽減を図るとともに、より適材適所の人事配置を行う。 ・人間性豊かな児童生徒の育成と、熊本市ならではの創造的な教育活動の推進を図るため、教育課題等について研究実践を行う。					
	・ 政令市移行に伴う熊本市ならではの教育の推進	教職員採用と昇任選考検討	⇒	実施	⇒	⇒	⇒	
	77 イ. 国際化に対応した人材の育成	公約 小学校における英語教育が本格化することにあわせ、ALTのさらなる活用などによる生きた英語学習の実施など義務教育課程における外国語教育の充実を図り、国際化社会に対応した人材を育成します。	事業内容 ・ALTの効果的・効率的な活用を図るなど外国語教育を充実し、国際感覚を身につけ心豊かな人間性を育む。 ・子どもたちが英語に触れ、親しみ、コミュニケーションを図る能力を育成し、国際化社会に対応する。					
	・ 外国語教育の充実	小学校英語活動先行実施	小学校英語活動 全面実施 補助教材等の作成	事業充実	⇒	⇒	⇒	
	78 ウ. 学校規模の適正化	公約 過大規模校について分離新設校の整備を進めるなど、子どもたちが学ぶ場としてふさわしい学校規模となるよう、その適正化を図ります。	事業内容 ・過大規模校解消のため、分離校(田迎、力合、龍田)を新設する。 ・過小規模校の対応を検討する。					
	・ 分離校の新設など学校規模の適正化の推進	田迎西・力合 西小建設	⇒	適正化検討委 員会審議	田迎西小開校	力合西小開校	学校規模 適正化の推進	
	79 エ. 学校のサポートシステムの充実	公約 いじめや不登校など、学校と家庭の様々な悩みや問題に対し、関係機関との連携を図りつつ、社会福祉等の専門的知識を活用しながら適切に対応するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによるサポートシステムを充実します。	事業内容 いじめや不登校等対策に有効なスクールソーシャルワーカー(SSW)及びスクールカウンセラー(SC)の量的拡充を図る。					
	・ スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)の拡充	—	SSW配置 実施	SSW配置拡充 SC配置実施	SSW配置拡充 SC配置拡充	SSW配置拡充 ⇒	⇒	
	80 オ. 特別支援教育の充実	公約 学級支援員や教育活動サポーターを、必要とする全ての小中学校に配置するとともに、特別支援教育のあり方に関する検討会の報告を踏まえ、特別支援教育のさらなる充実を図ります。	事業内容 ・学級支援員・教育活動サポーターを派遣し、学習環境の改善を図る。 ・熊本市特別支援教育検討委員会の報告を踏まえて策定した特別支援教育推進計画の推進を図る。 ・教職員の専門性の向上を図る。 ・特別支援学校高等部を設置し、小中学部の設置に向けた準備を進める。					
	・ 特別支援教育の充実	学級支援員等の 派遣拡充	検討委員会報告 特別支援学校 (高等部)設置 の方針決定	推進計画の 策定	計画実施	⇒	⇒	
⑧. 市民協働のまちづくり								
81 ア. 市民参画と協働の推進条例の制定	公約 自治基本条例を基に、市民の参画と協働に関する基本的理念やルールを定めた「市民参画と協働の推進条例」を制定し、協働のまちづくりを進めます。	事業内容 「市民参画と協働の推進条例」に基づき、参画と協働による市政・まちづくりを推進する。						
	・ 「市民参画と協働の推進条例」に基づく取り組みの推進	市民参画と協働 の推進条例制定	市民参画と協働 の推進条例施行	市民参画・協 働の推進	⇒	⇒	⇒	
	82 イ. 区役所を中心としたまちづくりと支援強化	公約 区役所を政令市移行後の新たなまちづくりの拠点として位置づけ、それぞれの区のまちづくり交流室や校区自治協議会、地域コミュニティセンター等とのネットワークによって、各地域における地域づくりやコミュニティ活動への支援を強化するとともに、地域団体、NPO、ボランティアと行政との協働を進め、資金援助を含め、その活動を支援するための体制を強化します。	事業内容 ・区域の特性を活かしたまちづくり活動を支援するため、校区自治協議会をはじめ町内自治会、地域公民館等の活動支援とともに、地域コミュニティセンターなど地域活動拠点施設の整備や運営支援を行う。 ・市民活動支援センターの機能充実と、市民公益活動支援基金による市民活動団体の事業助成等を行う。					
・ 地域のまちづくり活動支援	まちづくり 活動支援	⇒	支援拡充	⇒	⇒	⇒		
・ 資金支援を含めた市民公益活動支援の推進	市民活動支援 について検討	資金支援制度 の検討	NPO認証開始 相談業務充実 資金支援開始	⇒	⇒	⇒		



挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～
⑧. 市民協働のまちづくり							
83	ウ. 男女共同参画の推進						
	公約	男女共同参画条例の制定を踏まえ、あらゆる分野での男女共同参画を推進するとともに、審議会等の女性委員同数化にも引き続き取り組んでいきます。					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度策定の熊本市男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的に施策を推進し、「男女がともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」の実現を目指す。</li> <li>平成23年度から開始した事前協議制度を通して、政策や方針決定過程である審議会等の女性委員の割合を、基本計画に基づき平成30年度までに40%、最終的には男女同数化を目指す。</li> </ul>					
	男女共同参画の推進及び審議会等の女性委員の同数化	審議会等設置指針の改定	委員選定時の事前協議実施	⇒	⇒ 具体的施策の見直し	⇒ 計画的な施策推進	⇒
84	エ. 市民協働による動物愛護の推進						
	公約	殺処分ゼロを目指す熊本モデルとして全国に紹介される動物愛護センターを、動物を大切にすることを育むための拠点として、市民協働による動物愛護の取り組みをさらに進めます。					
	事業内容	動物愛護センターを拠点とし、市民協働で普及啓発活動の充実を図り、收容される犬猫の数を減らすと共に人と動物とが共生できる安全で安心な住みよいまちを構築する。					
	市民協働による動物愛護の推進	動物愛護活動の推進	愛護棟基本計画	基本・実施設計	工事・供用	普及啓発活動の拡充	⇒
85	オ. 民間主体による地域おこしの支援						
	公約	ロアツ熊本やアニメ・漫画を活かしたまちづくり、みずあかりなど、市民力を活かした民間主体の様々な活動を積極的に支援します。					
	事業内容	民間主体による地域おこしを支援する。					
	ロアツ熊本の活動支援	出資及び県民運動本部支援	⇒ 出資の拡充	⇒	⇒ 新たな活動支援	⇒	⇒
⑨. 持続的に発展する農水産業の振興							
86	ア. 農水産物ブランドの確立						
	公約	熊本の大地と水が育む魅力あふれる農産物、有明海の豊かな自然の恵みである水産物について、国内外への情報発信や販路拡大、ホテル・飲食店や学校給食等における地産地消の拡大、農商工連携による地域産業の創出等を通じ、政令市くまもとの農水産物ブランドとして確立します。					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ひご野菜」や「肥後ハマグリ」を含めくまもと市産農水産物のブランド化を推進するため、素材の品質向上や生産・流通体制の拡充を図りながら、農産物フェア等の開催、農商工連携をテーマとしたホームページの運営、農商工連携による新商品の開発などの事業を展開する。</li> <li>有機栽培や無農薬といったこだわりの栽培方法により生産された農産物を生産者と飲食店などを結ぶ新たな地域内流通に取り組む。</li> </ul>					
	農水産物ブランド化の推進	資源調査開始	地産地消サイトの構築	ブランド化の推進	⇒	⇒	⇒
	こだわり熊本やさいの地域内流通の促進	—	事業内容検討	モデル調査	全市的流通実証	流通システム確立	流通システム普及支援
87	イ. 農産物の直販拠点施設の整備						
	公約	農産物の販路拡大を図るため、市内の物産施設や観光施設、インターネット販売などのネットワーク連携を進めるとともに、城南地域及び植木地域において、魅力豊かな地域の農産物などを直販する拠点施設を整備します。					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>城南及び植木地域において、地域の活力をつくりだす産業・経済の振興のため物産館を建設する。</li> <li>農産物直販所の認知度向上、商品の充実や安全安心な農産物づくりのため、ネットワーク連携の促進やPRパンフの作成などの支援を行う。</li> </ul>					
	城南町物産館の建設	整備計画	⇒	設計	工事	供用及び運営	⇒
	植木町農産物の駅(仮称)の建設	整備計画	⇒	⇒	設計	⇒	⇒ 工事・供用及び運営
88	ウ. 担い手の確保・育成						
	公約	認定農業者や地域営農組織への支援強化、漁業者の育成などにより、やる気のある担い手を確保し、集落機能の維持・活性化に努めながら、持続可能で魅力ある産業としてのくまもとの農水産業の振興を図ります。					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業における担い手不足、高齢化が進む中、本市農業の持続的発展を図るための担い手の確保、育成や、農業・農村の有する多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、交付金の直接支払いを行い、農業生産活動の維持を図る。</li> <li>農村の地域資源である、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る地域共同の取り組みを支援する。</li> <li>若手及び中堅漁業者の育成や市民と水産業との交流促進を図る。</li> </ul>					
	農業後継者の確保、育成及び経営基盤の強化	活動助成や講習・研修実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	漁家の育成	支援及び環境対策講習会	⇒	⇒	⇒ 支援及びコスト削減等講演会	⇒	⇒

Ⅱ. もっと暮らしやすさを実現します

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～
⑨. 持続的に発展する農水産業の振興							
89	Ⅰ. 環境と調和の取れた農水産業の支援						
	公約	農水産業の生産基盤となる農地や漁場の整備・保全を進めるとともに、地下水かん養や家畜排せつ物の適正処理の促進など全国に誇れる環境と調和の取れた農水産業の展開を支援します。					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良農地の確保・保全及び農業振興の施策の総合的かつ計画的推進を図るため定めている熊本農業振興地域整備計画の全体見直し及び農用地の適正管理を行う。</li> <li>・生態系維持や地下水保全を目的とした肥料・農業使用量削減や家畜排せつ物の利用促進、地球温暖化防止のための燃油等使用量の削減、農業生産で使用された廃プラスチック類や食品廃棄物の再利用等による循環型農業構築を図る。</li> <li>・農業の生産基盤となる農地(ほ場)整備を推進する。</li> <li>・アサリ・ハマグリなどの干潟漁場の整備と有用水産資源の生息環境の保全を図る。</li> <li>・漁業活動の拠点である漁港の計画的な整備、適正な維持・管理を行う。</li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業基盤の整備(南尾迫・小島・梅洞地区ほか)</li> <li>・ 漁場環境保全対策の推進</li> <li>・ 漁港施設整備の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県事業に対する負担</li> <li>・ —</li> <li>・ —</li> </ul>	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⑩. 働く場があふれるまちづくり							
90	Ⅱ. もっと暮らしやすさを実現できるまちを実現します						
	Ⅰ. 地域の活力である中小企業の振興						
	公約	熊本駅前の「くまもと森都心プラザ」におけるビジネス支援センターを新たな拠点として、融資制度や経営相談などを通じ、経営革新や販路拡大、人材育成などについて幅広く支援する体制を構築し、熊本の地域経済を支え、活力の源である中小企業の振興を図ります。					
	事業内容	ビジネス支援センターを拠点として、指定管理者による創業支援及び経営相談・融資相談・人材育成等、中小企業への支援を実施する。					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネス支援センターの管理運営</li> </ul>	開設準備	供用及び指定管理者が運営	⇒	⇒	⇒	⇒	
91	Ⅱ. 中小企業の国際化の支援						
	公約	熊本の豊かな農水産物との農商工連携による新商品開発をはじめ、異なる分野で活動する中小企業が有する経営資源の連携を促進するほか、海外商談会などを通じて熊本の中小企業の国際化を支援します。					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産学連携、農商工連携、異分野連携など中小企業等が持つ強みを活かした連携を推進し、新事業創出、販路拡大を図る。</li> <li>・産学連携に関するアドバイスや、大学等の研究シーズとのマッチングを行うため産学連携コーディネータを配置。</li> <li>・県産業技術センターに市職員が常駐し、県市連携により農商工連携を推進する。</li> <li>・東アジアの主要都市へのビジネスミッションの派遣やバイヤー招聘事業、東アジア輸出支援アドバイザーの配置、貿易セミナー等を通じて、地場企業の海外展開や国際化を支援する。</li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業の新商品開発と販路拡大支援</li> <li>・ 中小企業の新商品開発及び海外進出の支援</li> <li>・ 東アジア諸国・地域との経済交流推進【No.130再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援継続</li> <li>・ 支援継続</li> <li>・ 各国・地域での支援拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援充実と商談機会の拡充</li> <li>・ 支援継続や見本市助成拡充</li> <li>・ 支援策の再検討・体系化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商談会の開催等</li> <li>・ ⇒</li> <li>・ 支援継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商談会の開催等及び人的支援の配置</li> <li>・ ⇒</li> <li>・ ⇒</li> </ul>	⇒	⇒
92	Ⅱ. ベンチャー企業の育成・支援						
	公約	産学連携による新技術研究開発支援を通じた起業家支援を行うくまもと大学連携インキュベータと、新幹線前という立地条件を活かした創業支援の拠点であるビジネス支援センターが持つそれぞれの機能を有機的に連携させ、熊本発の元気なベンチャー企業を育成・支援します。					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くまもと大学連携インキュベータ及びビジネス支援センターを通じた起業家支援を行う。</li> <li>・ビジネス支援センターにおいて、ベンチャー企業も含め、経営改善・経営革新を目指す経営者や起業を志す意欲のある者に対し、経営基盤の強化、経営向上、起業に向けた総合的支援を行う。</li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学と連携した起業家への支援</li> <li>・ ビジネス支援センターの管理運営【No.90再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援継続</li> <li>・ 開設準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ⇒</li> <li>・ 供用及び指定管理者が運営</li> </ul>	⇒	⇒	⇒	⇒
93	Ⅱ. 熊本市ものづくり大賞の設置						
	公約	熊本の中小企業やベンチャー企業による革新的で優れた技術力を活用した商品開発等を支援するため、熊本市ものづくり大賞を創設するとともに、受賞企業の商品等に関する市のトライアル調達を実施します。					
	事業内容	市内中小企業を対象とした熊本市ものづくり大賞の創設及びトライアル調達制度の導入を行う。					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地場産業イノベーション創出の支援</li> </ul>	—	事業スキームの策定	事業実施	⇒	⇒	⇒	

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～	
⑩. 働く場があふれるまちづくり								
II もつと暮らしやすさを実現できるまちを実現します	94 オ. 企業誘致の促進、就業の支援	公約	積極的な企業誘致等により、熊本の高校・大学等を卒業した若者が引き続き熊本で働ける場を創出し、企業ガイダンスの開催、就職支援セミナー、職業訓練による技能向上など、中高年の離職者も含む求職者の就業支援を行います。					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業立地を促進し、市民の雇用の場を創出する。</li> <li>企業ガイダンス等を開催することで、高校、大学等の新卒者や若年者等の就業機会の拡大を図るとともに、中高年齢者を対象とした再就職支援セミナーを開催し、就業支援を行う。</li> <li>職業訓練センター等を活用し技能向上を図る。</li> </ul>						
	積極的な企業誘致の推進	誘致活動、説明会開催	誘致活動、説明会・見本市等開催	⇒	⇒	⇒	⇒	
	雇用の安定と若年者の就職活動の支援	ガイダンス等の開催	ガイダンスや支援塾等開催	⇒	ガイダンス等の開催	⇒	⇒	
	UIJターンの促進	—	—	—	事業スキームの策定	県外での就職相談会開催	⇒	
	95 カ. 地域商店街の活性化	公約	高齢者を対象とした買い物支援や子育て、医療などとの連携など、それぞれの地域の特性やニーズを活かしながら、まちづくりを支える地域の商店街の活性化や振興を支援します。					
	事業内容	地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たす地域商店街が取り組む、地域特性を踏まえた事業や購買意欲を喚起する事業に対して支援を行う。						
	地域商店街の活性化への支援	支援	買い物弱者対策への支援	⇒	各支援制度見直し	新制度開始	⇒	
	⑪. 低炭素都市づくり							
	96 ア. 低炭素都市づくりの強化	公約	熊本市低炭素都市づくり戦略計画に基づき、国内外の都市へ様々なノウハウを提供できるような先進的な低炭素都市くまもとを実現するための取り組みを強化します。					
事業内容		これまで実施していなかったイベント等において新たにカーボン・オフセットを実施する仕組みを構築し、普及啓発に取り組むとともに、ライフステージ別環境教育を推進する。						
熊本市カーボン・オフセット(低炭素都市づくり)基金の創設		基金創設の検討	⇒	⇒	事業スキームの見直し	—	—	
カーボン・オフセットを実施する仕組みの構築		—	—	—	検討	モデル事業の実施	⇒	
ライフステージ別環境教育の推進		カリキュラム構築と運用の検討	カリキュラム運用と研修会実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
97 イ. 公用車のカーシェアリングの導入	公約	民間事業者との連携を図りながら、市の公用車について電気自動車などの低公害車を活用したカーシェアリングを導入し、公用車として使用しない時間帯は、市民が気軽に利用できるような仕組みを構築します。						
	事業内容	民間事業者との連携を図りながら、公用車についてプラグインハイブリッド車を使用したカーシェアリング事業に取り組むことにより、低炭素都市づくりを推進する。						
	公用車のカーシェアリングの導入【No.38再掲】	検討	⇒	実証実験	⇒	⇒	⇒	
97 ウ. 地下水量の保全と質の確保	公約	世界に誇る地下水都市として、県や近隣市町村、利水企業、市民とも連携しながら、節水運動の推進や地下水量の低下を招かないよう白川中流域等における水源かん養に取り組むとともに、硝酸性窒素対策などによる地下水の質の確保に努めます。						
	事業内容	県や熊本地域の市町村、企業、市民、地下水財団等と連携しながら、節水市民運動の推進や白川中流域における水田湛水、水源かん養林整備などの水量保全に取り組むとともに、熊本市硝酸性窒素削減計画に基づき、地下水質の保全対策を実施する。						
	節水や水源かん養の推進	かん養対策の推進	新節水市民運動の展開	⇒	節水市民運動の検証と検討	新たなかん養対策の推進	⇒	
硝酸性窒素の削減による地下水質の保全	2次削減計画での対策促進	シミュレーションモデル構築	家畜排せつ物現況把握	家畜排せつ物処理基本計画作成	地域住民等への事業説明測量調査等	用地取得基本設計施設建設		

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項 目	22(年度)	23	24	25	26	27～	
Ⅱ もっと暮らしやすさを実感できるまちを実現します	⑫. 身近にスポーツを楽しめるまちづくり							
	98	ア. 熊本城マラソンの開催						
		公約	中心市街地のにぎわい創出の一環として、トップアスリートから市民ランナーまで多くのランナーが集う「熊本城マラソン」の開催を、関係団体等との連携によって実現します。					
		事業内容	「熊本城マラソン」を実施する。					
		▪ 熊本城マラソンの開催	開催準備	開催準備及び開催	開催	⇒	⇒	⇒
	99	イ. スポーツ大会・イベントの誘致促進						
		公約	アクアドーム熊本やKKWINGなどの運動施設を活用し、全国・国際レベルの陸上競技や水泳競技など様々な大会・スポーツイベント等の開催誘致を図ります。					
		事業内容	スポーツイベント・大会を開催誘致する。					
		▪ スポーツコンベンション誘致の推進	スポーツ大会・合宿の誘致	⇒	⇒	⇒ 世界女子ハンドボール誘致	⇒	⇒
	100	ウ. スポーツ活動が楽しめる環境整備						
		公約	総合型地域スポーツクラブの運営や放課後の学校施設を活用した子どもスポーツ教室事業などの推進により、市民誰もが日常的にスポーツ活動が楽しめる環境づくりを進めます。					
		事業内容	・日常的にスポーツ活動できる環境づくりとして、地域住民による自主運営スポーツクラブ「総合型地域スポーツクラブ」を育成・支援する。 ・放課後子どもスポーツ教室では、地域住民と学校が連携し、子どもの体力向上、地域コミュニティの向上を目指す。					
		▪ スポーツ活動環境の充実	育成支援事業展開	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	⑬. 文化力の高いまちづくり							
101	ア. 文化芸術活動の支援、触れる機会の充実							
	公約	市施設の活用や民間団体等との連携強化とともに、市民の文化芸術活動への支援や市民が文化芸術に触れる機会充実などの取り組みによって、熊本市の文化力を裾野広く向上させます。						
	事業内容	市民の文化芸術活動への支援を行うとともに、市民が文化芸術に触れる機会の充実を図る。						
	▪ 文化芸術活動への支援や触れる機会の充実	文化活動支援文化事業開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
102	イ. 文化芸術を支える担い手の支援							
	公約	人づくり基金の積極的な活用や若いアーティストが創造、発表できる空間の提供などによって、熊本の文化芸術を支える担い手を育成、支援します。						
	事業内容	・人づくり基金の積極的な活用により、熊本の文化芸術を支える担い手の育成、支援をする。 ・芸術文化出張講座等において、若手アーティストを活用する。 ・音楽、舞踏、大道芸等ストリートパフォーマンス活動を支援することによって、持続性のある中心市街地の賑わい創出と、感性ある街づくりを進める。						
	▪ 文化芸術を支える担い手の支援	人づくり基金等による支援	⇒	支援内容の拡充	支援内容の拡充	⇒	⇒	
103	ウ. 文化遺産、伝統文化等の継承							
	公約	歴史的な文化遺産や伝統文化、建造物などについて、郷土への愛着や都市の誇りとして、市民や民間団体との協働により後世へ引き継ぎます。						
	事業内容	・熊本博物館では貴重な歴史資料などを収集し、調査・研究、展示を行なうとともに後世へ引き継ぐ。 ・文化遺産や伝統文化を市民や民間団体との協働により後世へ引き継ぐ。						
		▪ 伝統文化の継承	保全継承団体等への補助	⇒	⇒	後継者育成 成功実施	⇒	⇒
	▪ 文化遺産の継承	—	—	—	熊本城調査研究センター設置事業スキームの構築	⇒ 基礎調査 計画策定	⇒	
	▪ 博物館展示のリニューアル	リニューアルの検討	基本構想及び基本計画策定	設計	整備工法等の再検討	設計変更	文化庁許可後整備	
104	エ. 永青文庫の活用							
	公約	学術研究や、文化資源として貴重な永青文庫の活用方策について関係機関等と連携して検討します。						
	事業内容	国宝級の展示物を数多く所有している永青文庫については、国内の主要な博物館等で展覧会等が開催されるなど、その価値が大変高いことから、公益財団法人永青文庫、熊本大学永青文庫研究センター、熊本県等と連携、協議を行い、永青文庫の魅力を活かした施策展開を行う。						
	▪ 永青文庫の活用	—	関係機関と連携した展開	⇒	⇒	⇒	⇒	

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～	
①. 多くの人から暮らす場所として選ばれる都市								
III 選ばれる都市くまもとを実現します	105 ア. 「住みなっせ、熊本キャンペーン」の実施	公約	熊本の良好な住環境、福岡まで新幹線で約30分で結ばれる利点などを最大限にアピールし、JR九州や住宅関連事業者との協力連携による「住みなっせ、熊本キャンペーン」を実施します。					
	事業内容	「住みなっせ、熊本キャンペーン」を実施する。						
	▪ 「住みなっせ、熊本キャンペーン」の実施	—	キャンペーンの実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
	106 イ. 暮らす場所としての優位性のPR強化	公約	「蛇口をひねればミネラルウォーター」という美味しい水、森の都と称された豊かな緑、細やかな医療ネットワークや救急医療体制に支えられた高い医療水準など、人が暮らす場所としての熊本の優位性を国内外に強くアピールします。					
	事業内容	・暮らす場所としての熊本の優位性のアピール強化を行う。 ・市民の情報格差を是正するため、市内全域への情報インフラの整備を促進する。						
	▪ 熊本の暮らす場所としての優位性のPR強化	—	PRの実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
	▪ 市内全域における光ブロードバンド整備	—	—	—	助成実施	市内全域整備完了	—	
	107 ウ. 定住促進の支援制度の創設	公約	熊本市内への定住促進のための新たな支援制度を設けます。					
	事業内容	定住促進支援制度を創設する。						
	▪ 定住促進支援制度の創設	—	制度の検討	⇒	⇒	⇒	制度の創設	
▪ 熊本型コンパクトシティに向けた住宅政策	—	—	—	情報提供の実施	計画の策定	⇒		
エ. 高齢者に適した居住環境の整備	公約	高齢者居住安定確保計画を策定した上で、高齢者がまちなかで安心かつ安定して入居できる賃貸住宅や有料老人ホーム等の供給を促進するとともに、適切な福祉サービスを提供できるよう、行政、不動産業界、福祉団体などが協働で推進する体制を整備して高齢者に適した良好な居住環境を整備します。						
事業内容	・住宅・福祉部局が連携し総合的かつ計画的に施策展開を図るため、高齢者居住安定確保計画を策定する。 ・高齢者等が賃貸住宅や福祉施設等へ円滑に入居できる環境を整備するため、居住支援協議会を設立し、あんしん住み替え相談窓口事業に取り組む。							
▪ 高齢者の居住安定化の推進 【No.66再掲】	相談窓口の創設	計画の策定	計画の推進	⇒	計画の見直し	計画の推進		
②. 観光で選ばれる都市								
108 ア. 関西以西からの観光客誘客の推進	公約	観光トップセールスや旅行エージェントとの連携強化により、新幹線で直接結ばれることとなる関西や中国地方等からの観光客誘客戦略を重点的に進めます。						
	事業内容	熊本国際観光コンベンション協会などと連携し、新幹線沿線主要都市について重点的に誘致活動に取り組み、旅行エージェントへの観光説明会などを開催し、市長による観光トップセールスを行う。						
	▪ 国内観光客の誘客を促すPRの実施	各種媒体によるPRの実施	PRの拡充	⇒	⇒	⇒	⇒	
109 イ. 都市連携による観光ルートづくりの推進	公約	熊本市内で完結する観光だけではなく、阿蘇や天草をはじめ熊本県内の観光地、福岡市・鹿児島市との三都市連携や長崎、島原、大分、別府といった九州横軸連携をさらに強化し、多様な観光ルートづくりに取り組みます。						
	事業内容	県内の連携である阿蘇市、天草市との「阿蘇・熊本・天草観光推進協議会」、九州の縦軸にあたる鹿児島市、福岡市、北九州市との「九州縦断観光ルート協議会」、横軸にあたる別府市、北九州市との「東・中九州観光ルート協議会」の活動を中心として連携を強化し、多様な観光ルートづくりや、本市の魅力を発信する。						
	▪ 広域観光ネットワークの推進	推進継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
110 ウ. 中心市街地の回遊性の向上	公約	熊本城の復元整備を引き続き進めながら、平成23年3月に開業した桜の馬場 城彩苑を熊本城観光の拠点として活用するとともに、城域エリアと中心市街地エリアの回遊性向上を図ります。						
	事業内容	・熊本城第Ⅱ期復元整備事業を継続し、①馬具櫓一帯②平左衛門丸一帯③西櫓御門及び百間櫓の区域について平成30年度を目標に復元整備を進める。 ・城彩苑のオープンに伴い、従来の頼当御門から本丸へのルートに加え、城彩苑を起点に櫓方門、竹の丸、飯田丸、本丸へと熊本城の魅力を堪能できるルートが考えられる。入園ルートの多様化に対応できるよう推奨コース入りのパンフレット作成や城内サインの充実など広報PRに努める。観光情報発信・まちあるき拠点として活用していく。 ・城域エリアと中心市街地を結ぶ交通手段の利用を推進する。						
	▪ 熊本城第Ⅱ期復元整備の実施	復元整備継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒ (30年度完了予定)	
	▪ 「桜の馬場 城彩苑」を拠点とした回遊性の向上	城彩苑整備完了	城彩苑の活用による回遊性の向上	⇒	⇒	⇒	⇒	

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～	
②. 観光で選ばれる都市								
III 選ばれる都市くまもとを実現します	111 エ. くまもとまち歩き観光の推進	公約	歴史的な街並みや史跡、記念館等を保全・活用するとともに、食や文化など熊本の魅力に気軽に触れられる多様な「くまもとまち歩き観光」などのメニューを、観光客の多様なニーズに応じて提供できる仕組みをつくります。					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記念館展示のリニューアルと、施設修繕等を行い記念館の魅力UPを図る。</li> <li>・国指定史跡池辺寺跡の保存整備事業の推進及び他の国指定史跡の適正な保全を図ると共に、史跡の持つ文化的意義を広く周知するため、公開に向け整備を行う。</li> <li>・熊本駅と都心間に位置し、城下町風情が残る新町・古町地区において、地域資源を活かしながらまちづくり団体等と協働し、賑わいを創出する。コンベンション協会が実施する「くまもとさるく」を支援する。</li> <li>・国内外からの観光客の利便性向上、観光・交通情報等の発信力強化、災害時の情報伝達手段の充実等を目的として、無料公衆無線LAN「くまもと無料Wi-Fi」を整備する。</li> </ul>						
	▪ 記念館等の保全活用	施設改修	改善計画策定	各館展示リニューアル	⇒	⇒	⇒	
	▪ まち歩き旅行商品開発	—	調査及び商品開発	⇒	⇒	⇒	⇒	
	▪ くまもと無料Wi-Fiの整備	—	—	—	実証実験検証	整備・実施	⇒	
	112 オ. 観光拠点の活用と情報発信	公約	富合地域の新幹線総合車両基地、城南地域の塚原古墳群、植木地域の田原坂や植木温泉など新たに魅力を増した熊本市の観光拠点の活用を図りながら、情報発信、誘客に取り組みます。					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国に3ヶ所しかない新幹線総合車両基地をアピールするため、県内外へ情報を発信し、観光、見学会等を促進する。富合地域の新幹線総合車両基地を拠点としたまち歩き旅行商品の開発を図る。</li> <li>・城南地域の塚原古墳群など合併による新たな魅力を増した熊本市の観光拠点の活用を図りながら情報発信・誘客に取り組む。城南地域の塚原古墳群を拠点としたまち歩き旅行商品の開発を図る。</li> <li>・植木地域の田原坂や植木温泉を拠点としたまち歩き旅行商品の開発を図る。合併特例区事業「Ueki Art Spa」を植木温泉各旅館宿泊客等対象のイベントとして年間3回程度開催。合併特例区期間終了後は自主企画・開催できるよう進める。また、田原坂・熊本城のスタンプラリーを開催し、植木温泉への誘客を図る。</li> </ul>						
	▪ 新幹線総合車両基地の活用	—	情報発信等	⇒	観光客誘致に向けた協力要請	⇒	⇒	
	▪ 塚原古墳群の活用	情報発信等	まち歩き案内人設置 案内サイン整備	⇒	パンフレット制作	⇒	⇒	
	▪ 田原坂・植木温泉の活用	情報発信等	旅行商品造成 案内サイン整備	⇒	災害復旧PR 招聘事業実施	⇒	⇒	
113 カ. 誰もが移動しやすい環境の整備	公約	市電の超低床車両の増車や電停のバリアフリー化を進めるとともに、民間事業者による大型のリフト付き観光バスの導入を支援するなど熊本を訪れる誰もが円滑に移動しやすい環境を整備します。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用しやすい環境を整備するため、超低床車両の増車に取り組む。</li> <li>・電停のバリアフリー化については、全体整備計画に基づき、電停改良の実設計や工事を実施する。</li> <li>・リフト付き観光バスについては、国・県の支援制度などの創設や民間事業者への導入の働きかけを実施する。</li> </ul>							
▪ リフト付き観光バスの導入の促進	—	導入支援策の検討	⇒	⇒	⇒	⇒		
▪ 誰でも利用しやすい市電利用環境の整備【No.29再掲】	順次電停改良工事	⇒	⇒	低床電車機種選定・車両製作及び工事	低床電車車両製作・電車運用及び工事	電車運用及び工事		
114 キ. フィルムコミッションの活動体制の強化	公約	くまもとフィルムコミッションの活動体制を強化し、映画やドラマ等のロケを積極的に誘致することにより、熊本城をはじめ魅力的な熊本の資源を最大限に活用して、映画やテレビを通じた情報発信を図ります。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・映像制作者に対し、ロケ地の紹介や施設許可等手続きサポートなど、撮影支援活動を行う。</li> <li>・フィルムコミッション活動を広く周知し、映像文化の醸成を図る。</li> <li>・ロケ地を活用した観光PRを実施する。</li> <li>・ロケ地やエキストラを募集する。</li> <li>・県のフィルムコミッションと連携した事業を実施する。</li> </ul>							
▪ フィルムコミッションの推進	くまもとフィルムコミッションへの支援継続	事務局体制の検討	新たな事務局の設置・運営	事業推進	⇒	⇒		
③. MICE(マイス)開催地として選ばれる都市								
115 ア. 国内外のMICE(マイス)の誘致	公約	熊本城やその周辺に広がる中心市街地などの魅力を最大限に活かしたおもてなしを提供できる体制を整え、交通利便性の高い歴史文化都市としての特性を活かしながら、関係機関等と連携し国内外のコンベンションやスポーツ大会等を強力に誘致します。						
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地(商店街)へのMICEの情報提供やおもてなし対応協力を呼びかける。熊本独自の魅力あるMICE実現のため、熊本城という地域資源を活用したレセプション開催を実現するための条件を整備する。</li> <li>・全国的・国際的な会議・大会や、スポーツ大会・スポーツキャンプの誘致を行う。</li> </ul>						
	▪ MICEの誘致及びおもてなし提供体制の整備	誘致活動	誘致活動や商店街と連携	⇒	MICE誘致推進機構の設置・運営	コンベンション協会助成・MICE誘致推進機構加盟団体と連携した誘致活動	⇒	⇒

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～
③. MICE(マイス)開催地として選ばれる都市							
イ. MICE(マイス)機能の充実							
公約	九州中央の交流拠点都市として、国際的にも認知されるコンベンションシティを目指し、既存のコンベンション施設のさらなる活用を図るほか、関係機関等との連携によって、中心市街地における国際水準のMICE施設整備を含めMICE機能の充実を図ります。						
事業内容	・既存のMICE施設の更なる活用を図る。 ・中心市街地におけるMICE施設の整備を行う。また、文化ホールの機能については、MICE施設及び既存施設で代替を図る。						
	・ MICEの推進 【No.44再掲】	誘致活動実施	⇒	MICE誘致推進機構の設置・運営	MICE誘致推進機構加盟団体と連携した誘致・受入体制づくり	⇒	⇒
	・ MICE施設の整備 【No.44再掲】	MICE施設の検討	基本構想策定	整備の検討	基本計画策定	事業推進	⇒
	・ 花畑地区文化ホールの整備 【No.44再掲】	基本計画の検討・作成	⇒	事業スキームの見直し	—	—	—
116	ウ. 日中韓首脳会議やアジア太平洋都市サミット等の国際会議の誘致						
公約	日中韓首脳会議やアジア太平洋都市サミット等を誘致することで、アジアを代表する大都市のひとつとしてアピールします。						
事業内容	アジア太平洋都市サミット等の国際会議の誘致により、アジアをはじめとした諸外国に熊本をアピールし、「選ばれる都市」を目指す。						
	・ 国際会議の誘致	各種国際会議の誘致活動	⇒	⇒	⇒ アジア太平洋都市サミット開催	⇒	⇒
④. 企業の立地・進出先として選ばれる都市							
117	ア. 企業立地の促進						
公約	政令市移行による都市のイメージアップ効果や、城南町や植木町との合併により企業立地に適した土地が広がったことを活かし、企業立地促進優遇制度の活用、トップセールス等企业説明会の実施などにより、製造業からコールセンターに至るまで幅広い企業の立地を促進します。						
事業内容	企業立地促進補助制度や城南工業団地等を活用した企業立地の促進、企業誘致説明会等における市長のトップセールス等を実施する。						
	・ 積極的な企業誘致の推進 【No.94再掲】	誘致活動、説明会開催	誘致活動、説明会・見本市等開催	⇒	⇒	⇒	⇒
118	イ. 立地環境の整備						
公約	企業の立地ニーズを踏まえ、新幹線、港、空港、高速道路という物流・人流の基盤や九州中央の拠点都市としての優位性を最大限に活用できる立地環境の整備を進めます。						
事業内容	植木町今藤地区に新たな工業団地を整備し、企業の立地を目指すとともに、さらなる工業団地の造成を検討する。						
	・ 企業立地環境の整備	今藤地区調査及び設計	今藤地区造成	今藤工業団地分譲開始	⇒	⇒	⇒
119	ウ. 起業化、新規創業の支援						
公約	熊本駅前東A地区のくまもと森都心プラザ・ビジネス支援センター、南熊本駅前のくまもと大学連携インキュベータなどを拠点に産学官の連携強化により、起業化や新規創業支援、人材育成に取り組みます。						
事業内容	・くまもと大学連携インキュベータ及びビジネス支援センターを通じた起業家支援を行うとともに、産学連携機関等を通じた人材育成支援を行う。 ・ビジネス支援センターを拠点として、指定管理者による創業支援及び経営相談・融資相談・人材育成等、中小企業への支援を実施する。 ・商工団体等と連携し、起業家の発掘と事業の実現化へ向けた支援を行なう。						
	・ 新規創業支援及び人材育成の実施	支援継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	・ ビジネス支援センターの管理運営 【No.90再掲】	開設準備	供用及び指定管理者が運営	⇒	⇒	⇒	⇒
120	エ. 企業誘致体制の強化						
公約	市役所の各部署にまたがる立地関連手続きに関して、ワンストップサービスでの立地支援を行う企業立地支援本部を設置するとともに、東京事務所企業立地専門セクションを設置するなど企業誘致体制を強化します。						
事業内容	・企業立地専門セクション及び企業立地推進本部を設置する。 ・ワンストップサービスを導入する。 ・東京事務所への企業立地専任スタッフを配置する。 ・立地企業の雇用や人材育成を支援する。						
	・ 企業誘致体制の強化	—	東京に企業立地専門部門設置	企業立地推進本部設置及び運営	雇用及び人材育成に関する研修事業の実施	⇒	⇒
121	オ. 熊本市立地企業懇話会の設置						
公約	新たに熊本市立地企業懇話会を設置し、熊本市への進出企業や地場企業などの情報交換やニーズ把握を強化し、更なる発展を支援します。						
事業内容	立地企業と市との懇話会を設置し、意見・情報交換を実施する。						
	・ 熊本市立地企業懇話会の設置	企業立地懇話会開催	⇒	懇話会の組織化を検討	⇒	⇒	⇒

Ⅲ. 選ばれる都市くまもとを実現します

挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～
⑤. 学ぶ場所として選ばれる都市							
122	ア. 知的集積やノウハウを活用できる仕組みの構築						
	公約	高等教育コンソーシアム熊本との連携を強化するとともに、大学間の単位相互交換制度など熊本市内の高等教育機関が有する知的集積やノウハウを横断的に活用できる仕組みの構築を促進します。					
	事業内容	大学コンソーシアム熊本への活動に積極的に関与し、国内外からより多くの、より高い資質を持った学生を惹きつけるための仕組みづくりを行う。					
	大学コンソーシアム熊本との連携強化	活動への積極的な関与	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
123	イ. 学生の力を活かすまちづくり						
	公約	学生がまちづくりに積極的な参画が出来るような仕組みづくりを通じ、学生が快適に熊本市内の高等教育機関で学び、学生の力を本市のまちづくりに活かすための環境整備を進めます。					
	事業内容	インターネットや広報紙など、多様な情報媒体を活用し、多くの学生へまちづくりに関する情報を提供するとともに、大学コンソーシアム熊本との情報交換、連携を図り、学生が社会貢献活動に参加する機会を積極的に提供する。					
	学生がまちづくりに参加できる仕組みづくり	高等教育機関との連携強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
124	ウ. 留学生への支援						
	公約	東アジアを中心に外国人留学生のさらなる増加を図るため、市営住宅の提供など、留学生が暮らしやすい環境づくりに取り組みます。					
	事業内容	・市営住宅の一部を目的外使用で留学生を対象に提供する。 ・留学生専用のホームページを充実する。在熊留学生向けのイベントを開催する。 ・外国人児童生徒が安心して学べるよう日本語指導、生活習慣指導等を行う。 ・留学生等との国際交流を通してお互いを理解し、情報の提供を行う。					
	東アジアを中心とした外国人留学生への支援	留学生向けホームページの作成	市営住宅の提供	留学生向けイベント実施	留学生支援窓口設置	⇒	⇒
125	エ. 雇用環境の整備						
	公約	企業立地の促進や地場産業などの育成を通じ、活力ある働く場の確保に努めながら、熊本市内の大学を卒業した学生が引き続き熊本市内で働ける雇用環境を整えます。					
	事業内容	労働局と連携し、大学、短大等の卒業予定者を対象とした企業ガイダンス(面接会)を開催する。					
	雇用の安定と若年者の就職活動の支援【No.94再掲】	ガイダンス等の開催	ガイダンスや支援塾等開催	⇒	ガイダンス等の開催	⇒	⇒
⑥. 東アジアの各都市・地域から選ばれる都市							
126	ア. 上海事務所の設置						
	公約	中国から熊本への観光や留学、投資の誘致などを進めるため、熊本大学や熊本県と連携しながら中国・上海市に情報発信・収集の拠点として現地事務所を設置します。					
	事業内容	上海事務所を設置する。					
	上海事務所の設置	他都市の調査	事務所の準備及び開設	上海での情報発信や収集	⇒	⇒	⇒
127	イ. 東アジア観光客の誘致強化						
	公約	個人旅行の大幅な緩和によって今後さらなる増加が予想される中国をはじめ、韓国、台湾など東アジアからの観光客誘致を図るため、PRや誘致活動を強化します。					
	事業内容	旅行エージェントへのプロモーション、現地観光展への出展、各種媒体などの活用、協議会など広域連携による観光PRを実施する。					
	東アジア観光客の誘致を促すPRの実施	海外でのPR活動の実施等	活動の拡充	⇒	⇒	⇒	⇒
128	ウ. 外国人観光客の誘致のための環境整備						
	公約	中心商店街や旅行エージェントなどと連携しながら、大型観光クルーズ船等で九州へ来訪する外国人観光客の熊本への誘致を促進するとともに、中心市街地や交通機関において多言語による案内表記や情報提供を行う体制を整備します。					
	事業内容	・外国人を含む観光客の移動円滑化を図るため4カ国表記による案内標識の整備、ホテル等宿泊施設での案内表記の充実を進める。中心商店街の各店舗関係者に対する外国人観光客への接客などのセミナーを開催し、商店街等と連携して大型観光クルーズ船外国人観光客の対応を行う。 ・大型観光クルーズ船が寄港できる港を有する、福岡市、鹿児島市、北九州市と連携し「九州縦断観光ルート協議会」などで誘致活動を行う。					
	外国人観光客のための多言語案内表記による情報の提供	サイン整備や事業者セミナー	⇒	⇒	表記促進実施	⇒	⇒

III. 選ばれる都市くまもとを実現します



挑戦元年アクションプラン(行程表)

区分、No.	項目	22(年度)	23	24	25	26	27～
Ⅲ 選ばれる都市くまもとを実現します	⑥. 東アジアの各都市・地域から選ばれる都市						
	129	エ. 東アジア各都市とのアクセス強化					
	公約	友好協力都市となった韓国・蔚山市との交流を進めながら、全線開業するKTX(韓国新幹線)との海を越えた新幹線連携を進めるとともに、熊本空港への国際チャーター便運航を誘致し、東アジアの各都市と熊本を結ぶルートの多様化を図ります。					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャーター便を利用する観光客へのベルティの提供を行うなど、海外観光客へのインセンティブや観光客の誘致に向けたセールスを行う。また、熊本県が事務局となっている阿蘇くまもと空港国際線振興協議会に対する負担金を通じて国際線チャーター便の誘致を行う。</li> <li>・蔚山広域市で開催されるイベント等に観光PRブースを出展するとともに、現地旅行エージェントなどの訪問や招聘などで、本市の魅力発信や関係構築を行い、韓国新幹線KTXを活用した観光PRに取り組む。</li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外からの観光客誘致に伴うインセンティブやセールスの実施</li> </ul>	—	実施検討	実施	⇒	⇒	⇒
	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿蘇くまもと空港国際線の利用促進【No.36再掲】</li> </ul>	チャーター便の誘致	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	130	オ. 東アジアでの商談会の開催、出展支援					
	公約	香港やシンガポールなどにおける商談会の開催や見本市への出展支援などを通じ、熊本の優れた物産や製造品について東アジアへの販路拡大を図るとともに、九州中央の拠点都市としての優位性をアピールしながら東アジアから熊本への投資促進に努めます。					
	事業内容	東アジアの主要都市での見本市出展や商談会、物産展の開催、バイヤー招聘事業等による地場企業の販路拡大を図るとともに、東アジア輸出支援アドバイザーの配置や貿易セミナー等による地場企業への細やかな支援を通じて、東アジアとのビジネス促進を図る。また、見本市出展等の機会を利用し、熊本市の投資環境等のPRを行う。					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>東アジア諸国・地域との経済交流推進</li> </ul>	各国・地域での支援拡大	支援策の再検討・体系化	支援継続	⇒	⇒	⇒

お問い合わせ先 熊本市企画課

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

TEL : 096-328-2035 / FAX : 096-324-1713

E-mail : [kikaku@city.kumamoto.lg.jp](mailto:kikaku@city.kumamoto.lg.jp)